

【協議事項 1】**資料 4****地域密着型サービスの指定事務等について****1 地域密着型サービスの報酬・基準について（案）**

別添「全国介護保険担当課長会議資料」（平成17年10月31日）参照

2 当面の本市事務作業のスケジュール

17年12月15日	○地域密着型サービス運営委員会（＝基盤整備計画等ワーキンググループ）の開催
18年1月中旬	《指定基準・介護報酬に係る諮問・答申》
18年1月下旬 ～2月中旬	○要綱・申請様式等の策定 ○地域密着型サービス運営委員会の開催 ○事業者説明会（既存事業者対象）の開催
18年3月上旬	○事業者説明会（新規事業者対象）の開催
18年3月中旬 ～下旬	○京都府への届出 ○指定・通知（既存事業者）
18年4月1日	○地域密着型サービスの開始
18年4月以降	○指定・通知（新規事業者）

3 地域密着型サービスの整備に係る本市の考え方（平成26年度）

サービスの種類	整備の単位
小規模多機能型居宅介護	日常生活圏域ごとに1箇所
認知症対応型共同生活介護	
認知症対応型通所介護	行政区ごとに数箇所
夜間対応型訪問介護	全市単位
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護	

4 行政区ごとの設置状況（17年度開設予定含む） ※京北は右京区の内数

	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南
日常生活圏域数	6	4	10	6	3	5	5	5
地域包括支援センター数	5	4	7	4	3	5	4	4
認知症対応型共同生活介護	5 (56)	2 (27)	5 (50)	1 (18)	1 (18)	4 (50)	2 (17)	1 (18)
認知症対応型通所介護	4		3	1		1		1
小規模多機能型居宅介護	1							

	右京	京北	西京	洛西	伏見	深草	醍醐	計
日常生活圏域数	11	(1)	4	2	8	3	4	76
地域包括支援センター数	8	(1)	3	2	6	3	2	60
認知症対応型共同生活介護	4 (72)	(1) (9)	3 (50)	1 (9)	3 (24)		2 (27)	34 (436)
認知症対応型通所介護	2	(1)	2		2	1		17
小規模多機能型居宅介護					1			2

※認知症対応型共同生活介護の（ ）内は定員数

※小規模多機能型居宅介護はモデル整備事業

5 第3期事業計画期間における利用量及び事業所数の見込み

		18年度	19年度	20年度
小規模多機能型居宅介護	利用量	144人	378人	625人
	事業所数	8箇所	17箇所	25箇所
認知症対応型共同生活介護	利用量	609人	644人	679人
	事業所数	54ユニット	61ユニット	67ユニット
認知症対応型通所介護	利用量	399人	493人	586人
	事業所数	20箇所	23箇所	27箇所
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用量	40人	90人	160人
	事業所数	2箇所	4箇所	7箇所
夜間対応型訪問介護	利用量	723人	757人	783人
	事業所数	3～5箇所		

※「事業所数」は「利用量」を確保するために必要となる拠点の見込み。

※地域密着型特定施設入居者生活介護の利用量については、現時点では、広域型の介護専用型特定施設入居者生活介護との合計数で見込んでおり（18年度：0人／19年度：77人／20年度：154人）、今後、内訳について調整予定。

6 質の高いサービスを確保するための方策について（案）

地域密着型サービスは、日常生活圏域という小さな区域内での提供が想定されているサービスであり、また、認知症高齢者や要介護度の高い高齢者等を主たる対象とすることなどから、とりわけサービスの質の確保に留意し、可能な限り良質な事業者を指定・育成していくことが必要である。

（１）新規指定について

ア 指定申請受付の方法について

サービスの質にかかわらず申請時期の早い事業者から指定が行われる事態を回避し、良質なサービス提供が期待できる事業者を指定していくため、随時受付でなく、申請受付期間を設定し、慎重に審査したうえで、指定を行うこととする。

	第１回目	第２回目
募集期間（事前協議受付期間）	７～８月	１２～１月
審査期間	９～１１月	２～４月
指定申請受付期間	１２月	５月
審査期間	１月	６月
指定	２月	７月

- ※ 整備補助を希望する事業者については、第１回目のみ受け付けることとし、指定に至るまでの日程は、整備補助無しの事業者より長期間を要することとなる。
- ※ 第１回目で当該年度の計画目標を達成できたサービスについては、第２回目の募集を行わない場合がある。
- ※ １８年度については、上記以外に、別途、期間を設定する。（３月上旬の説明会開催直後に初回の募集期間を設定予定）

イ 審査方法について

- 指定申請に至る前段の手続きとして、事前協議制を採用する。
- 審査過程において、既存事業の運営状況を实地調査により確認することとし、京都府又は本市監査指導課の实地指導を受けている場合にあっては、指摘事項及び改善状況の確認を併せて行うものとする。
- 適正な事業運営を担保するために必要な基準を策定する。
 - （例）・介護保険事業に係る一定の実績を有する法人又は代表者が介護保険事業、高齢者保健福祉事業に係る一定期間の従事経験を有する者である法人であることを申請者の要件として設定する。
 - ・入所・居住系及び小規模多機能型居宅介護については点数化等により一定の基準に達する事業所を審査対象とする。

ウ 指定に当たって付する条件について

- 開設に係る地域住民に対する説明会の開催の義務付け
- 開設時における見学会の実施（日常生活圏域内の民生委員、老人福祉員、地域包括支援センターへの案内）
- 地域の関係者（地域包括支援センター、民生委員、老人福祉員、社会福

社協議会等）との連携の確保（入所・居住系及び小規模多機能型居宅介護については、地域の関係者を集め、事業所の運営状況について協議・評価する場を設けることを義務付ける。）

- 後方支援施設の確保（研修に係る支援等を含む）
- 区・支所単位の地域包括支援センター運営協議会に対する運営状況等の報告、当該運営協議会から要請があった場合の出席等
- 介護相談員の派遣の受入れ など

エ サービスの質の確保に係る方策について

※ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）については、外部評価の実施が義務付けられている。

※ 制度改正により、地域密着型サービス等、市町村長の指定に係るサービスを含むすべての介護サービスについて、事業所情報の開示が義務付けられることとなった。ただし、平成18年4月からは9種類のサービスを対象に導入が予定されている。

- 研修の義務付け及び実施状況の確認
 - ・毎年度当初に年間研修計画書を、毎年度末に研修実績報告書の提出を求める。
 - ・研修内容（認知症高齢者の介護に関するものや処遇に係る事例検討等）や受講状況を確認する。
 - 実績に基づき、適宜、指導・助言
- 地域との連携の確保
 - ・毎年度当初に年間計画書を、毎年度末に実績報告書の提出を求める。
 - 実績に基づき、適宜、指導・助言
- 介護相談員の派遣
 - ・既に、認知症高齢者グループホームに派遣しているが、その他の地域密着型サービスにも派遣事業所を拡大していく。
- 地域密着型サービスに係るガイドブックの作成
 - ・利用者や介護支援専門員に対する周知を図るため、ガイドブックを作成し、地域密着型サービスの内容や事業所の先進的な取組等を紹介していく。
- 利用者調査等の実施
 - ・地域密着型サービスの利用に係る満足度、意見、本人や家族の変化等について、利用者やその家族、介護支援専門員等に対しアンケート調査を実施

《参 考》京都府における事業者指定に係る審査手続きについて

- 事前協議制（協議期間6箇月）→指定に係る処理（処理期間2箇月）
- 人員基準に係る独自要件の設定
 - ・管理者等の要となる職＝常勤2年以上、非常勤400日以上の実務経験を有すること。
 - ・従事者の半数＝常勤2年以上、非常勤400日以上の実務経験を有すること。

- ・兼務の制限＝同一の者の３種類を超える兼務の禁止
- 既存事業の適正な運営の確認
- 国が示している以外の提出書類
 - ・事前協議書
 - ・就業規則
 - ・法人代表者及び役員の経歴書
 - ・従業者一覧表（実務経験年数，資格等の記載）
 - ・賃貸借契約書（写し），不動産登記簿謄本
 - ・建築基準確認済証
 - ・利用見込者数の積算根拠
 - ・収支予算書兼償還計画書，資金計画の状況
 - ・各種マニュアル（介護サービス提供マニュアル，苦情処理対応マニュアル，緊急時対応マニュアル，事故防止・事故発生対応マニュアル，衛生管理・感染症対応マニュアル）
 - ・既指定事業所の状況
 - ・誓約書

（２）既存事業者について

既に，管理者等の意識や情報量等の差から生じるサービスの質の格差が認められることから，介護力の脆弱な事業所に対し，きめ細かな支援・指導により質の向上を図っていく必要がある。

基本的には，新規指定事業者と同様の書類提出等を求め，必要な指導・助言を行っていく。

ア 認知症高齢者グループホーム

- 改正法施行時において既に開設している事業所については，法施行日に指定があったものとみなされる。
- 平成１６年度には，１８箇所（平成１５年度以前に訪問した事業所を除く。）の認知症高齢者グループホームについて，京都府の実地指導に本市職員が同行し，施設見学や管理者からの聞き取り調査を実施した。
- 平成１７年度は，年度内に５箇所（２箇所は今年度開設予定）について，本市単独で実地調査を行うこととしている。（１箇所実施済み）

〔地域との交流の事例〕

- ・事業所内の会議室や屋上の地域への開放
- ・事業所内の行事への近隣者の招待
- ・地域の清掃等の担当
- ・回覧板での「グループホーム便り」の回覧
- ・地元中学校の体験学習の受入れ
- ・利用者の自治会加入や職員の自治会役員の就任

イ 認知症対応型通所介護

- みなし指定の対象事業ではないため、サービス提供に空白期間が生じないよう、平成18年4月1日付けで新たに指定を行う予定
- 平成17年度に、京都府に同行又は本市単独で12箇所の認知症対応型通所介護事業所の实地調査を実施しており、残る5箇所についても年度内に同様の方法により实地調査を行う予定

〔特徴的な取組事例〕

- ・地域の防災訓練への参加（非常時に近隣居住者が事業所利用者を安全な場所に避難させることを想定した訓練の実施）
- ・グループホームにおける昼間の生活を想定した、家庭の居間のような空間づくり
- ・職員の援助を受けながら、昼食の配膳や後片付けを実施
- ・利用者の状況に応じ、朝食（事業所到着後に提供）や夕食（持ち帰り用弁当）を提供

〔改善指摘事項〕

- ・一般型との区分が不明確な運営（サービス提供場所、職員、利用者）

（3）他市町村に所在する事業所の指定について

ア 入所・居住系サービス

- 地域密着型サービスという性格上、地域との連携の確保に留意し、本市域内において整備していくべきものであること、住所地の届出は生活の本拠地に基づき行うことが基本であることから、みなし指定を除き、指定は行わないこととする。
- 同様の考え方にに基づき、他市町村による指定については同意しない。

イ 入所・居住系以外のサービス

- 利用者の住所地に隣接する市町村に所在しているなど、利用者の住所地から近距離にある事業所で、利用者が当該事業所のサービスを利用する合理的理由が認められること、利用者の住所地が当該事業所の通常のサービス提供地域に含まれていることという条件を満たし、事業所所在地市町村の同意が得られた場合にあっては指定を行うこととする。
- 本市域に住民票上の住所地の登録を行っているにもかかわらず、実際には本市域以外の地域に居住し、居住地の近隣事業所を利用している場合にあっては、生活の本拠地に住所地の届出を行うことが基本であることから、指定は行わないこととする。
- 他市町村による指定については、同様の考え方にに基づき、同意の可否を判断することとする。